

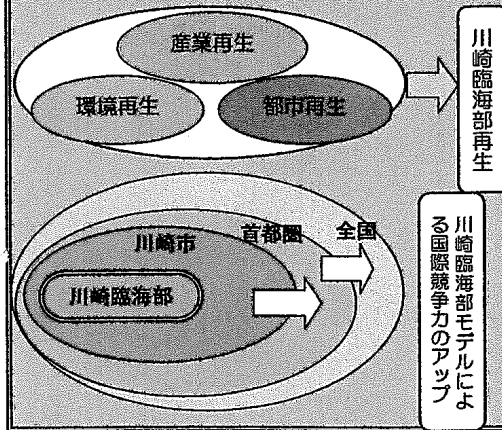
〈臨海部再生の課題〉

- 立地企業の国際競争力の向上
- 新産業創出の促進
- 土地利用の高度化
- アメニティ・地域イメージの向上

〈国際環境特別区構想の推進〉

川崎臨海部立地企業の持つ優れて多様な環境技術やものづくり技術を活かし、環境、ロボット、IT、ナノテクノロジー等の最先端技術を中心とした「先端的な研究開発拠点の形成」と既存産業の高度化による国際的にも通用する「環境対応型産業への転換」を図り、併せて国内外からの環境その他の先端技術分野の産業、研究機関等の誘致を進め、さらには、環境問題を克服する過程で培ってきた環境技術をアジア地域などへ移転する国際貢献の実現を通じ、川崎臨海部の再生を目指す。

〈施策展開の方向性〉



〈臨海部土地利用の方向性〉

○第1層

研究開発拠点を軸とした新たな都市的機能の導入による複合市街地の形成を図る。

○第2層

ものづくり機能の高度化を基本として環境・エネルギー等の新たな産業施設の立地促進を図る。

○第3層

川崎港のポテンシャルを活かした国際物流拠点とした土地利用を図る。

〈臨海部再生に向けた取り組み〉

○都市拠点整備の促進と基盤施設の整備検討

◎早期に実現を目指す都市拠点と基盤施設

- ◆殿町・大師河原地域の整備促進と羽田連絡路（道路）整備の推進

・3年後の達成目標

- 羽田連絡路（道路）の事業着手
- 殿町地区土地利用計画策定
- 事業計画策定
- 都市開発事業の実施

・財源確保の考え方

- 殿町地区都市開発事業実施に伴う収増
- 都市再生特別措置法の活用

・10年後の達成目標

- 羽田連絡路（道路）の供用（羽田空港再拡張供用時）関連する道路等の整備
- 物流、研究・生産機能の導入、さらには業務・商業機能、居住機能の導入による複合市街地の形成
- 多摩川の水辺環境の魅力を活かし、景観形成に配慮した都市開発事業の実施

・都市開発事業の推進

- 公民連携の誘致促進組織の設置

◆企業等の集積を誘導する都市再生緊急整備地域

- ・殿町・大師河原地域及び浜川崎駅周辺地域
- ◆産業を支える基盤施設（鉄道・道路・港湾）
- ・羽田連絡路（道路）
- ・臨海部幹線道路
- ・国道357号
- ・臨港道路（東扇島・水江町線）等
- ・川崎アプローチ線、東海道貨物支線貨客併用化
- ・港湾機能の強化
- ・アメニティの向上 等

○臨海部再生に向けた公民協働の進め方

- ・産学公民の連携による活動（川崎臨海部再生リエゾン推進協議会 等）
- ・リエゾンセンター設置に向けた検討

○国際連合環境計画（UNEP）との連携

国際連合環境計画（UNEP）と連携し、アジア地域における環境問題克服、地球環境温暖化防止などの環境対策に貢献し、産業活動と環境との調和による持続可能な産業都市のモデル形成を図る。

○アジア起業家村構想の推進

産業や市場の拡大が著しいアジアの活力を取り込み、ベンチャーの創業や国際的に活動する企業の立地を図り、川崎での共同研究や産業のコミュニティ（村）を拠点として世界に貢献する新産業の育成を図る。

国際環境特別区構想の推進

国際連合環境計画（UNEP）との連携

産業の再生 産業の活性化

先端的な研究開発拠点の形成

環境対応型産業への転換

- ◆立地企業の活性化
- ◆国際競争力強化を支える新産業分野

環境・エネルギー

ロボット

福祉

健康

コンテンツ

アジア起業家村構想

川崎エコタウン基本構想

都市再生

- ◆新たな産業を生み出す研究開発拠点の形成

都市再生緊急整備地域

- ・川崎殿町・大師河原地域
- ・浜川崎駅周辺地域

都市再生予定地域

- ・臨海部幹線道路
- ・親水・防潮護岸
- ・港湾諸施設
- ・鉄道

神奈川口構想

- ・空港機能の分担
- ・空港アクセスの改善
- ・都市再生、まちづくり
- ・集客プロモーション
- ・港湾機能の強化、産業活性化

環境再生

- ◆アメニティの向上
- ◆水と緑の空間創造
- ・東扇島東緑地整備
- ・臨海部立地企業の活性化と合わせた緑化施策の推進

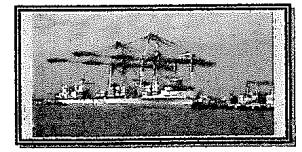
環境技術・国際貢献

○規制緩和・インセンティブ付与の検討

- ・事業所等の設置に関する土地利用規制の緩和
- ・海外技術者・研究者・留学生等の在留資格要件の緩和
- ・リサイクル関連施設等整備費補助 等
- ◆構造改革特区制度による規制の緩和
- ・国際環境特区、国際航空産業・物流特区



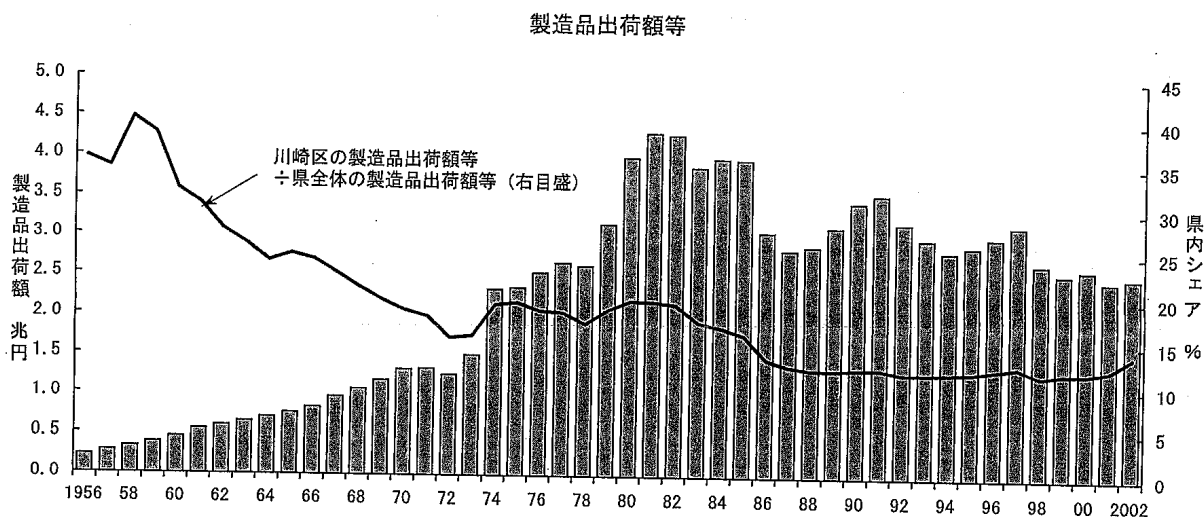
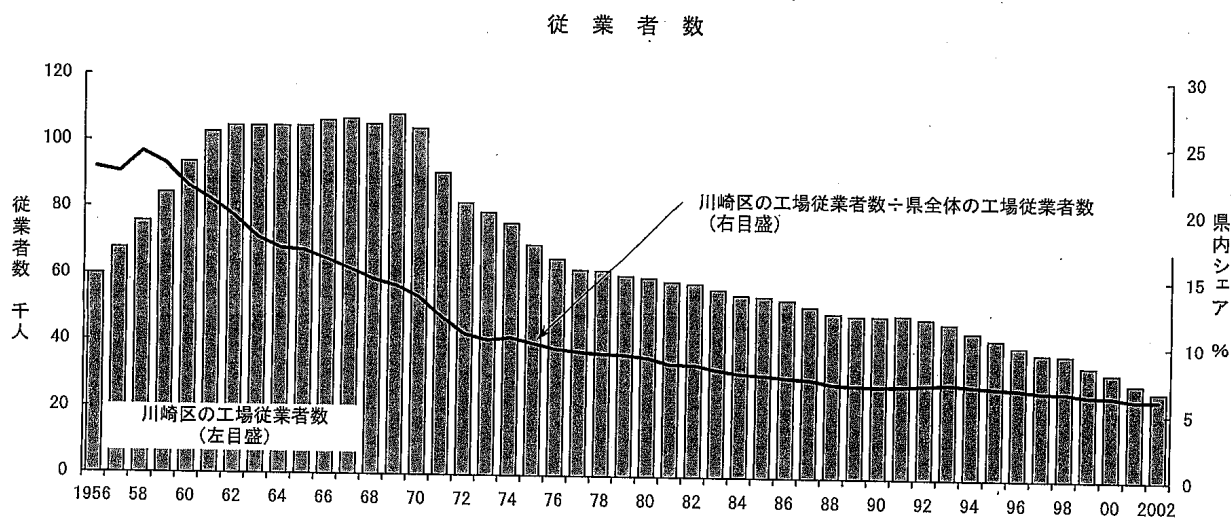
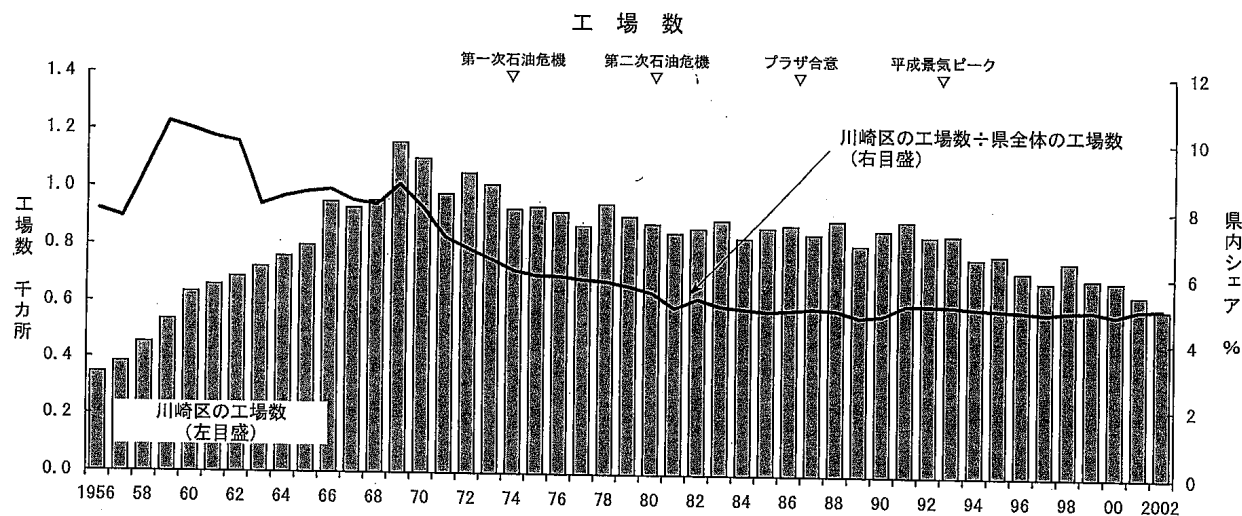
【川崎臨海部地域】



【川崎港コンテナターミナル】

川崎区における工場数・従業者数・製造品出荷額等の推移（1956～2002）

川崎区における製造業の長期的な推移



(注1) 従業者数4人以上の工場の計数である。